

個人住民税の特別徴収を徹底しています。

○特別徴収の徹底に伴い、**普通徴収に切替ができる従業員は右の基準を満たす場合に限られます。**

○特別徴収できない従業員がいる場合、**給与支払報告書の提出時に普通徴収への切替手続きが必要です。**

○給与支払報告書等は給与の支払があった年の**翌年1月末までにご提出ください。**

普通徴収を認める基準 (鳥取県統一基準)

1 事業主 (給与支払者)

次の条件に該当する事業主は、申出により従業員の個人住民税を普通徴収にすることができます。

普A 総従業員数(※)が2人以下

※事業所全体の従業員数から、普B～Fの要件に該当する人数を差し引いた人数

2 従業員 (給与所得者)

次の条件のいずれかに該当する従業員の個人住民税は、事業主からの申出により普通徴収にすることができます。

普B 他の事業所で特別徴収されている

普C 毎月の給与が少なく、税額を引ききれない

普D 給与の支給が毎月ではない(不定期受給)

普E 専従者給与が支給されている

(個人事業主のみ対象)

普F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)

特別徴収とは 所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り、納税義務者である従業員に代わって、従業員に課税した市町村に納入していただく制度であり、法律で義務付けられています。

特別徴収ができない方がいる場合(右上の基準に該当する場合は、以下のとおり給与支払報告書・普通徴収切替理由書兼仕切書を市町村へ提出してください。

①給与支払報告書を各市町村に提出していただく際、右上の基準に該当する方がいる場合は、「**普通徴収切替理由書兼仕切書**」を提出してください。

②**給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に普通徴収に該当する理由(右上の符号)を必ず記載**してください。【右図参照】
符号の記載がない場合は、特別徴収となります。

給与支払報告書(個人別明細書)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
控除対象	配偶者特別	控除対象扶養親族の控除額	障害者の控除額	障害者控除
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
(摘要)				
普F 令和〇年〇月〇日退職予定				

退職予定者の場合は、符号に加えて、退職予定日を摘要欄に記入してください。

《eLTAX や光ディスクで提出する場合》

普通徴収に該当する従業員の給与支払報告書(個人別明細書)の**普通徴収項目にチェック**(光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力)を行い、**摘要欄に右上の符号「普A」～「普F」を入力**してください。入力がない場合、特別徴収となります。

電子申請で提出する場合、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の提出は不要です。

そのほか、以下に該当する場合は手続きが必要です。詳しくは、提出先の市町村へお問い合わせください。

○特別徴収している従業員(納税義務者)に退職・転勤・休職・死亡等による異動があった場合は、**給与所得者異動届出書**をご提出ください。

○従業員が常時10名未満の事業所は、申請により毎月の納期を年2回にすることもできます。(納期の特例)

給与支払報告書・源泉徴収票の提出は eLTAX で！

個人住民税（特別徴収分、退職所得分）の納税は **地方税共通納税システム** で！

◆ eLTAX（エルタックス）・共通納税システムとは

全国の地方公共団体が共同で運用するインターネットを利用した地方税の手続きを行うためのシステムです。

◆ eLTAX ご利用の場合の必要な準備

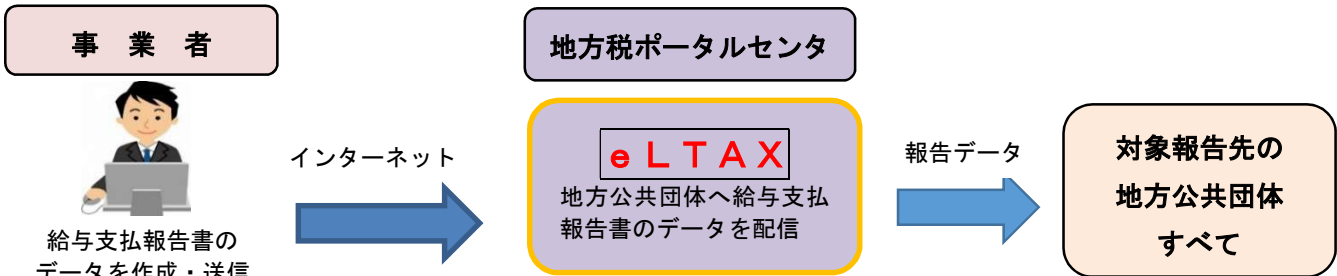
◆ eLTAX & 共通納税システムのメリット

- 自宅やオフィスから手続きが可能
- 複数の地方公共団体へまとめて送信・納税が可能
- 税理士等の代理人による手続きも可能
- サービスは無料で利用可能

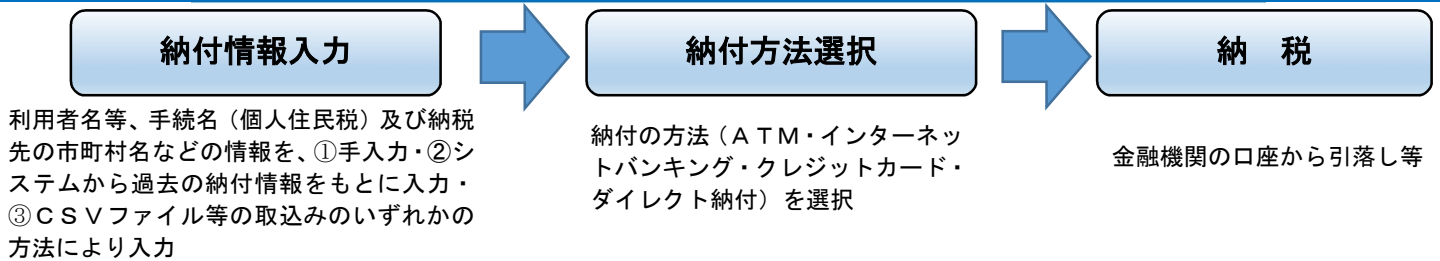


※ 対応ソフトウェア「PCdesk」は、eLTAXのホームページから取得できます。

eLTAX による給与支払報告書提出の流れ



地方税共通納税システムによる給与特別徴収の納税の流れ



eLTAX、地方税共通納税システムに関する利用手続き・操作方法など詳細は、以下をご確認またはお問合せください。

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク 電話：0570-081459（つながらない場合：03-5521-0019）

受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始 12/29～1/3を除く）

エルタックス

検索

個人住民税の特別徴収に関するお問合せ先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
鳥取市	市民税課	0857-30-8148	米子市	市民税課	0859-23-5114
岩美町	税務課	0857-73-1413	境港市	税務課	0859-47-1017
若桜町	税務課	0858-82-2234	日吉津村	住民課	0859-27-5951
智頭町	税務住民課	0858-75-4117	大山町	税務課	0859-54-5208
八頭町	税務課	0858-76-0204	南部町	税務課	0859-66-4802
倉吉市	税務課	0858-22-8115	伯耆町	住民課	0859-68-3114
三朝町	町民課	0858-43-3505	日南町	住民課	0859-82-1112
湯梨浜町	町民生活課	0858-35-3116	日野町	住民課	0859-72-0333
琴浦町	税務課	0858-52-1702	江府町	住民生活課	0859-75-3223
北栄町	町民課	0858-37-5865			

具体的な手続きについて

<各市町村 住民税担当課>

特別徴収徹底の取組について

<県税務課、各県税事務所>

鳥取県 税務課	市町村税担当	電話 0857-26-7060
東部県税事務所	電話 0857-20-3503	
中部県税事務所	電話 0858-23-3102	
西部県税事務所	電話 0859-31-9602	